

大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について

(最終報告)

令和元年5月31日

大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議

< 目 次 >

1	はじめに	1 頁
2	大学入学者選抜の実施方法に係る現状の整理	3 頁
2-1	大学入学者選抜の責任主体とルール	3 頁
2-2	大学入学者選抜の公正確保等に関する法令・通知等	4 頁
2-3	医学部医学科の入学者選抜における不適切事案を受けた対応	7 頁
3	大学入学者選抜に関する基本的な考え方	10 頁
3-1	大学入学者選抜に求められる「公正性」	10 頁
3-2	大学入学者選抜のプロセス全体を通じた公正確保	11 頁
4	大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策	13 頁
4-1	学生募集段階における公正確保	13 頁
4-2	出願手続段階における公正確保	16 頁
4-3	個別学力検査における公正確保	17 頁
4-4	小論文，面接，実技検査等における公正確保	19 頁
4-5	合否判定における公正確保	20 頁
4-6	合格発表，繰上合格，成績開示等における公正確保	21 頁
4-7	大学入学者選抜に係るガバナンスの適正化	22 頁
5	今後の検討の進め方と課題	24 頁
(参考資料 1)	大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）【概要】	25 頁
(参考資料 2)	大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議の設置について	27 頁
(参考資料 3)	大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議において実施したヒアリングについて	29 頁
(参考資料 4)	「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査 最終まとめ」【概要】	38 頁

1 はじめに

大学入学者選抜については、高大接続改革の中で、思考力・判断力・表現力の評価を一層重視する「大学入学共通テスト」の導入や、明確な「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するための個別入学者選抜改革等が進められている。

その方向性は、画一的な一斉試験で知識の再生を一点刻みに問い、その点数のみに依拠した選抜が「公平」であるとする考え方に縛られず、多様な背景を持つ一人ひとりが身につけた多様な力を多様な方法で「公正」に評価することを重視しようとするものである。

そのような中、一部の大学の医学部医学科の入学者選抜において、公正な選抜とは対極にあるような、特定の受験者の優遇や一人ひとりの資質・能力を軽視した属性差別等の不適切な事案が明らかになり、大学入学者選抜の公正性に対して大きな疑問が投げかけられたことを受けて、文部科学省は、医学部医学科を置く全ての大学について緊急調査を実施した。

その結果、文部科学省の「最終まとめ」¹で示されたように、合計10大学の入学者選抜について不適切との判断がなされたことは大変遺憾であり、社会の大学入学者選抜に対する信頼を損なう極めて重大な問題であった。

一方で、緊急調査の過程においては、大学設置基準²や通知³等において「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により行うもの」とされているものの、「大学入学者選抜の公正性」についての基準がこれまで具体的には示されてこなかったのではないかと指摘があったことも踏まえ、「最終まとめ」において、今回の不適切事案を踏まえた文部科学省としての考え方が示されたところである。

本会議の任務は、大学入学者選抜に対する信頼を回復し、今後の大学入学者選抜改革を着実に進めるため、医学部医学科のみならず、全ての学部学科等の入学者選抜における公正性を確保するための共通ルールを示すことである。そして今後、そうした考え方を大学関係者だけでなく広く社会と共有していくことが望まれる。

¹ 医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査 最終まとめ（平成30年12月14日 文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/14/1409128_005_1.pdf

² 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=331M50000080028

³ 平成31年度大学入学者選抜実施要項（平成30年6月4日付け30文科高第186号文部科学省高等教育局長通知）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/07/1282953_02_1.pdf

このような問題意識から、本会議では、大学関係者や高等学校関係者等の大学入学者選抜に関する当事者に加え法曹関係者、報道関係者等の多様な立場の視点を結集し、大学入学者選抜に関わる多くの当事者や有識者からのヒアリングも行い、それらの知見も踏まえつつ『審議経過報告』を取りまとめた上で、それに対する関係団体等の意見も踏まえ更なる議論を行った。

今後、この『最終報告』を踏まえ、大学入学者選抜に関する事務を所掌する文部科学省や、実際に入学者選抜を実施する各大学が必要な対応をとり、公正な大学入学者選抜が実施されることを期待する。

2 大学入学者選抜の実施方法に係る現状の整理

2-1 大学入学者選抜の責任主体とルール

大学入学者選抜は、各大学がそれぞれの教育理念に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と一体的に入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、これに基づき行うものである。⁴その責任主体は各大学であり、各大学が自主的・自律的に適切に実施すべきものである。

その中で、大学入学者選抜は入学志願者や保護者、高等学校関係者等の多くの関係者が関わるものであり、大学入学者選抜の結果が受験者の将来にも影響を与えられることもあるなど、社会の関心が極めて高い。したがって、入学者選抜の実施に当たっては、その公正性に疑念を抱かれることのないよう、関係者をはじめ広く社会からの理解を得られる方法により実施することが重要である。

このため文部科学省では、従来から、大学関係者のみならず高等学校やPTA等の関係者の意見も聞きつつ、基本的なルールを『大学入学者選抜実施要項』（以下「実施要項」という。）として、毎年度定め、各関係者に通知するなど、大学入学者選抜の円滑な実施のために必要な環境整備を行っている。この実施要項は、その時々々の社会の情勢や、実際に生じた大学入学者選抜に係る問題や課題等を踏まえながら、大学入学者選抜に対する社会からの信頼が得られるよう、常に見直しが図られてきたものである。

現在の大学入学者選抜の公正性の確保に係る法令等の概要は、次のとおりである。

⁴ 平成31年度大学入学者選抜実施要項（平成30年6月4日付け30文科高第186号文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。

2-2 大学入学者選抜の公正確保等に関する法令・通知等

大学入学者選抜については、文部科学省の省令である大学設置基準において、「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」とされている。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（入学者選抜）

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

平成14年の事務次官通知⁵においては、当時問題となった事案を受け、入学者選抜の公正確保や入学に関する寄附金等の収受等を具体的に禁止する内容が示されている。

私立大学における入学者選抜の公正確保等について（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）（抄）

1 入学者選抜の公正確保

- (1) 入学者の選抜に当たっては、合否判定等基本に係る部分について学長及び教授会が実質的に責任を果たし得る体制を確立し、関係法令等の規定に基づき適正な手続きにより厳正に行うとともに、これらに関する学内規程の整備を図ること。
- (2) 大学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を備えた者を公正かつ妥当な方法により選抜し得るよう、合否判定基準の明確化その他選抜方法の改善に努めること。
- (3) 合格発表は、合否判定後速やかに行い、入試情報の漏えいを防止するなど、入学者選抜の適正な実施に努めること。
- (4) 合格発表前に個別に保護者等関係者と接触するなど、いやしくも入学者選抜の公正確保に疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。
- (5) 繰り上げ合格者に係る合格発表方法及び入学手続期日等入学手続きに関する事項について、学生募集要項に記載するなどによりあらかじめ公表すること。

2 入学に関する寄附金、学校債の収受等の禁止

学校法人及びその関係者は、当該学校法人が設置する私立大学への入学に関し、直接又は間接を問わず、寄附金又は学校債を収受し、又はこれらの募集若しくは約束を行わないこと。

なお、入学に関する寄附金又は学校債の収受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるときは、私立大学等経常費補助金を交付しない措置を講ずるものであること。

また、省令やこの事務次官通知も踏まえ毎年度定められている実施要項においても、入学者選抜の公正確保について記載されている。

⁵ 私立大学における入学者選抜の公正確保等について（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20021001001/t20021001001.html

平成 31 年度大学入学者選抜実施要項（平成 30 年 6 月 4 日付け 30 文科高第 186 号文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第 1 基本方針

各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。

第 10 募集要項等

1 募集要項

- (3) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにすることが必要であり、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成 14 年 10 月 1 日付け 14 文科高第 454 号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを明記する。

第 13 その他注意事項

2 入試情報の取扱い

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法については、可能な限り情報開示に努める。
- (3) 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要なに応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務において利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

4 入学者選抜の公正確保

入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の作成や点検等に当たり、問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。

なお、受験生の不正行為を未然に防止するため、受験生の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験生の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。

認証評価制度においては、文部科学省令で大学評価基準の大枠が示されており、各認証評価機関はこの枠内で具体的な基準を定めることとされている。例えば、大学基準協会の「点検・評価項目」では、学生の受け入れに関して以下のように定められている。

公益財団法人大学基準協会『「大学基準」及びその解説』、『「点検・評価項目」及び「評価の視点（参考資料）」』より

基準5 学生の受け入れ

【大学基準】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

（解説）

大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。

大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。

大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

【点検・評価項目】

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- ③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2-3 医学部医学科の入学者選抜における不適切事案を受けた対応

入学者選抜については従来から以上のような法令や通知等に基づくルールがあったにもかかわらず、今般、一部の医学部医学科の入学者選抜において不適切な事案が明らかになったことを受け、国公私立大学の医学部医学科の関係者で構成される全国医学部長病院長会議（以下「AJMC」という。）や、全ての医学部医学科の入学者選抜に対する緊急調査を行った文部科学省において、医学部医学科における公正な入学者選抜についての考え方が取りまとめられた。

AJMCは、平成30年10月13日に「大学医学部入学試験制度検討小委員会」を新設⁶し、同年11月16日に「大学医学部入学試験制度に関する規範」（以下「AJMC規範」という。）⁷を公表した。ここでは、AJMC規範を遵守しなかったと判定された大学医学部はAJMCからの除名を含む処分の対象とすることに言及しつつ、大学医学部入学試験における公正性について整理がなされている。

⁶ 一般社団法人全国医学部長病院長会議 大学医学部入学試験制度検討小委員会「公平・公正な医学部入試の在り方の検討について」（平成30年10月13日）

https://www.ajmc.jp/pdf/181016_a2.pdf

⁷ 一般社団法人全国医学部長病院長会議 大学医学部入学試験制度検討小委員会「大学医学部入学試験制度に関する規範」（平成30年11月16日）

https://www.ajmc.jp/pdf/20181116_01.pdf

大学医学部入学試験制度に関する規範（抄）

（略）大学医学部の入学試験制度の適不適の判定は、以下の2つの尺度で行えば問題点が整理できると考えます。

- ① 国民から見て公平であること（以下①公平性）。
- ② 国民にとって良い医療人、医学者になりうる人材を確保すること（以下②医療人確保）。

この2つの尺度から外れる制度は、国民の理解が得られるものではないと考えます。加えるに、各大学の建学の精神に則る入学試験制度が考えられますが、国民に説明し、納得される制度でない限り、上記①、②の尺度より上位の尺度にはなりえないと考えます。

（略）まず、法令に違反した事例は明確に不正と定義できます。贈収賄が絡むような事例や、特定の人物が「枠」を使って金銭等のなにがしかの権益を得るような事例は明らかに不正といえます。また、金銭等のなにがしかの権益を得なくとも、また、いかに学内の承認があろうとも、学長や入試委員長等の特定の個人だけの判断で合否判定をすることや、合理的理由なく順番を飛ばして合否判定することは、①「公平性」、②「医療人確保」の観点から国民に説明が困難と考えられますので不正といえます（東京医科大学事例）。いわゆる「枠」での入学、編入学に関わる制度は、この範囲でも検証されるべきだと考えます。（中略）

- （1）医学部入学試験においては、女性という属性を理由として合格基準に一律的に差異を設ける試験制度を施行してはなりません。試験制度としては不適切です。
- （2）一般入学試験においては、入学者選抜に際して浪人年数（年齢）という属性を理由に一律的に判定基準に差異を設ける試験制度を施行してはなりません。試験制度としては不適切です。
- （3）内部進学枠、同窓生子弟枠等などの選抜にあたっては、人数や選抜法などの選抜方法を入試要項に明記し、その内容が①「公平性」、②「医療人確保」に則り、内部進学枠や同窓生子弟枠等を行うに当たってのアドミッションポリシーが国民の容認が得られ、さらに、個人が金銭を含むなにがしかの利益を得ない制度を担保し、公正に行われることが必須です。さらに、特定の個人だけの判断で合否判定をすることは、いかに学内の承認があろうとも①「公平性」、②「医療人確保」の観点から国民に説明が困難ですので、不正あるいは不適切にあたります。
- （4）その他の枠：推薦入試枠、学士編入枠、帰国子女枠等を採用するには、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示すことが求められている点を考慮し、入学試験要項に、試験内容を明確に記載することが必要です。さらに、特定の個人だけの判断で合否判定をすることは、いかに学内の承認があろうとも①「公平性」、②「医療人確保」の観点から国民に説明が困難ですので、不正あるいは不適切にあたります。
- （5）地域枠については、学生の確実な確保のため一般枠とは別に公募しますが、その枠内での合否判定法は一般枠と同じ制度で運営されなければなりません。地域枠といえども性差で一律的に合否判定に差異をつけることは不適切となります。しかし、その他の要件に関しては、社会に説明できる範囲内で、入学試験要項に明確に記載すれば施行できます。

文部科学省は、「最終まとめ」の「3 入学者選抜における公正性に関する考え方」において、前掲のAJMC規範等を踏まえ、入学者選抜の在り方は多種多様であり、その在り方も刻々と変化しているため、適切か不適切かの基準を具体的かつ網羅的に示すことは困難であるとした上で、医学部医学科における公正確保に係るルールとして以下のように記述している。

医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査 最終まとめ（抄）

「大学入学者選抜実施要項」において、各大学は、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを明記した募集要項を一定の時期までに公表するものとされており、以下のことが重要であることは言うまでもありません。

○ 募集要項は、入学志願者にとっては出願に影響を及ぼす重要な判断材料としての役割を持っていることから、募集要項において入学者選抜の方法や合否判定基準等について可能な限り明らかにすること

（中略）

少なくとも以下のような事案については、募集要項等で予め説明されているかどうかを問わず、不適切であると判断すべきであると考えています。なお、これらの考え方は、一般入試に限定されるものではなく、推薦入試、AO入試、学士編入学入試等においても、基本的に適用されるものと考えています。

① 合否判定に際して、合理的な理由なく、特定の受験者を合格又は不合格とすること（合理的な理由なく、成績の順番を飛ばして合格又は不合格とすることも含む。）

※ 上記には、補欠者への連絡に際して、合理的な理由なく、特定の受験者に連絡する又は連絡しないこと（合理的な理由なく、成績の順番を飛ばして連絡する又は連絡しないことも含む。）が含まれる。②において同じ。

※ 合理的な理由については、入学者選抜を実施する大学自らが、受験生や社会に対して説明できるものであることが求められる。②において同じ。

② 合否判定に際して、合理的な理由なく、性別、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等という属性を理由として一律的に取扱いの差異を設けること

※ 特に、性別については、建学の精神や設立の経緯から、女性のみを募集している例等を除き、一律に取扱いの差異を設けることはできないものと考えられる。

※ その他の年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等については、推薦入試・AO入試や「地域特別枠」等として別枠で行う入試においては、募集要項等に明記し、合理的な理由の説明があれば、取扱いの差異を設けることは可能だと考えられる。

3 大学入学者選抜に関する基本的な考え方

3-1 大学入学者選抜に求められる「公正性」

高大接続改革についての中央教育審議会の答申⁸では、「各大学のアドミッション・ポリシーに基づく、大学入学希望者の多様性を踏まえた「公正」な選抜の観点に立った大学入学者選抜の確立」として、次のように述べている。

何よりも重要なことは、個別選抜を、画一的な一斉試験で正答に関する知識の再生を問う評価に偏ったものとしたり、入学者の数の確保のための手段に陥らせたりすることなく、「人が人を選ぶ」個別選抜を確立していくことである。「人が人を選ぶ」個別選抜の確立とは、高等学校教育で身に付けた「生きる力」「確かな学力」をいかに大学教育で発展・向上させ、社会へと送り出していくかという観点から、大学の入り口段階で求められる力を多面的・総合的に評価するという、個別選抜本来の役割が果たせるものにするということである。

また、そうした評価に転換するためには、大学入学者選抜を含むあらゆる評価において、画一的な一斉試験で正答に関する知識の再生を問い、その結果の点数だけを評価対象とすることが公平であると捉える、既存の「公平性」についての社会的意識を変革し、それぞれの学びを支援する観点から、多様な背景を持つ一人ひとりが積み上げてきた多様な力を、多様な方法で「公正」に評価するという理念に基づく新たな評価を確立していくことが不可欠である。

その際、画一的な一斉試験による大学入学者選抜だけを取り上げて「公平性」を論ずるのではなく、一人ひとりの人間の生涯を通して見た時に、多様な背景を持った学習者一人ひとりの能力が最大限に磨かれるように教育の機会が均等に与えられるという意味での「公正性」を確立していくべきであり、その一部として大学入学者選抜における「公正性」を理解すべきと考えられる。

これからの大学入学者選抜は、一人ひとりの多様な能力や資質，才能等に応じて大学での教育を受ける機会が開かれるよう，一人ひとりが身につけた多様な力を多様な入学者選抜方法で「公正」に評価することが求められている。

ここに言う「公正」には，入学志願者や保護者，高等学校関係者等の関係者をはじめ広く社会から理解されるよう，多様な入学者選抜が適切な手続により実施されるべきとの趣旨が含まれる。

⁸ 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成 26 年 12 月 22 日 中央教育審議会答申）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf

3-2 大学入学者選抜のプロセス全体を通じた公正確保

大学入学者選抜が公正なものとして広く社会から理解を得られるために必要な事項を整理すれば、次の4点に集約されると考えられる。

- ① 合理的で妥当な入学者選抜の実施方針・方法等を具体的に定めること
- ② ①を社会に公表し、周知すること
- ③ ①を遵守して、入学者選抜を実施すること
- ④ 入学者選抜の実施結果の妥当性を説明できること

すなわち、各大学において、社会的に合理的で妥当なものとして是認される大学入学者選抜の実施方針・方法等を具体的に定め、これを社会に公表して周知を図り、そのルールを遵守して透明性・客観性の高い入学者選抜を実施し、大学入学者選抜のプロセス全体を通じて公正を確保することが必要である。

加えて、実際にその実施方針・方法等に沿った選抜が行われたことを、情報公開等により示すことも、その入学者選抜の妥当性を説明することにつながるものである。

これらを踏まえた大学入学者選抜の各段階における具体的な改善方策について、次の「4」において示すこととする。なお、公正確保に向けた方策を検討する上で、特に留意すべき重要な事項を3点、あらかじめ指摘しておきたい。

【留意点①：大学入学者選抜の多様化】

一点目は、大学入学者選抜の多様化との関係についてである。

これまで、個別学力検査を中心とした一般入試と、出身高等学校長の推薦による推薦入試、多様な観点を丁寧に評価するAO入試、帰国子女入試、社会人入試など、多様な入学者選抜が実施されてきた。近年では、一般入試の割合が縮小する一方、推薦入試やAO入試等の特別選抜の割合が拡大する傾向にある。

また、今回、文部科学省による緊急調査が行われた医学部医学科では、卒業後の医師としての勤務予定地域に着目した地域枠入試が広く実施されている。この他、スポーツや文化活動における卓越した能力や実績を評価する選抜、帰国子女や海外からの留学生など多様な背景に応じた選抜など、様々な入学者選抜が実施されている。このように、一人ひとりの能力や資質、才能等に応じて大学での教育を受ける機会が開かれることは引き続き重要である。

【留意点②：選抜に求められる透明性と入試情報に求められる機密性の確保】

二点目は、大学入学者選抜における情報の取扱いに関することである。

社会の理解を得て大学入学者選抜を実施する上で極めて重要な要素の一つは、透明性・客観性である。透明性・客観性が確保されることによって大学入学者選抜に恣意的で不適切な操作が入り込むのを防ぐことができる。また、試験内容や配点等が明らかにされるこ

とにより、大学が入学者にどのような力を求めているかという明確なメッセージを伝えることにもなる。

一方、例えば、多くの医学部医学科では面接試験等において、医師になろうとする動機、熱意、弱者や他者への配慮、勤勉であることなど医療者として不可欠な資質を評価しているが、面接試験等の評価の観点や配点、結果の活用方法等の詳細を明らかにすると、入学志願者等がそのための対策を講じ、本来必要な評価ができにくくなる等の弊害も指摘されている。

したがって、情報の公表による透明性・客観性の確保と、適切な選抜を行うために求められる機密性の確保を両立させる必要がある。その際、大学側の都合や判断のみを優先することなく、社会から理解が得られるものとしていくための努力を怠ってはならない。

【留意点③：公正の基準や考え方の変化と不断の見直し】

三点目は、公正であることの基準や考え方が国や時代等によっても変化し得るものであり、社会の動向を注視しつつ不断の自己点検・評価が不可欠であることである。

「公正性」は、国や時代等を超えて常に普遍的で一定の内容をもつ概念のように受け止められ得るが、大学入学者選抜における「公正性」は、現実には国や時代等によっても変化し得るものである。

大学入学者選抜の公正確保や公正であることの基準について考える際には、関係者を含め社会から広く理解が得られるものとなるよう、社会一般の感覚を踏まえ、不断に自己点検・評価をしていくことが求められる。

4 大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策

4-1 学生募集段階における公正確保

【入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と募集要項の重要性】

各大学は、それぞれの教育理念に基づき、三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン⁹も踏まえつつ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）等の三つの方針を定めることとされている。

この入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と募集要項¹⁰は、各大学が実施する大学入学者選抜についての基本的な考え方や、入学志願者にどのような資質・能力を求めるかを、入学志願者等に示すものとして極めて重要である。

⁹ 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

2 三つのポリシーの策定に当たり留意すべき事項

（3）三つのポリシーの策定に当たっての個別留意事項

○ 三つのポリシーの策定に当たっては、例えば以下のような点に留意することが重要と考えられる。

（総論）

- ・ 各大学における教育研究の特性を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを一貫性・整合性あるものとして策定するとともに、三者の関係を分かりやすく示し、大学内外に積極的に発信すること。
- ・ 当該大学に関心を持つ様々な関係者（多様な入学希望者、学生、保護者、高等学校関係者、地域社会、国際社会、産業界等）が十分に理解できるような内容と表現とすること。

（アドミッション・ポリシーについて）

- ・ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の 3 要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方について、できる限り具体的に示すこと。また、必要に応じ、入学前に学習しておくことが期待される内容についても示すこと。
- ・ 入学者選抜において、アドミッション・ポリシーを具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示すこと。

¹⁰ 平成 31 年度大学入学者選抜実施要項（平成 30 年 6 月 4 日付け 30 文科高第 186 号文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第 2 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、それぞれの方針がこれらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

第 10 募集要項等

したがって、学生募集の段階においては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）又は募集要項において、入学者選抜の方法や合否判定基準等を明示することが必要であり、「3-2」で指摘した点にも留意しつつ、記載内容の充実に努めることが望まれる。

【大学入学者選抜の多様化に対応した入試区分の明確化と情報提供】

「1」や「3-1」でも触れた高大接続改革の方向性を踏まえ、一人ひとりの多様な能力を評価し、多様な学生を受け入れることがより強く期待されるようになっており、こうした要請に応えるため、各大学の大学入学者選抜が多様化する傾向にある。

多様化の例としては、主に学力検査の成績により特定の属性による取扱いの差異を設けずに合否判定を行う一般入試の他、専門学科・総合学科卒業生入試、帰国子女入試・社会人入試や、地域枠、学士編入枠、同窓生子女枠等といった特定の属性の学生の受入れを念頭に置いた特別枠の設定、スポーツや文化活動における卓越した能力や実績を評価する選抜等がある。

こうした特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合には、各大学は、そのような選抜を行うことについて、関係者をはじめ広く社会の理解が得られるよう説明責任を果たすことが必要であり、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）又は募集要項等において、その内容及び設定理由等を合理的に説明するとともに、それぞれの区分等について募集人員、出願要件等を明記する必要がある。

募集要項等に明示して、特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合でも、「3-2」で言及したように、大学入学者選抜は多様化しており、かつ、大学入学者選抜における公正性の基準や考え方も変化し得るものであるため、その内容の適否について不断に社会の動向を勘案しつつ検討し、見直していくことが必要である。

その際、説明の合理性については、入学志願者や保護者、高等学校関係者等をはじめ広く社会から理解され是認されるものであることが必要と考えられる。

なお、特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合には、その合理性についての説明責任を果たしていく上で、特定の属性に係る特別枠により入学した者の入学後の学修成果、卒業後の状況、他の学生に与える積極的な教育効果等を継続的に調査・分析する等の取組も重要と考えられる。

1 募集要項

- (1) 各大学は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを明記した募集要項を平成30年12月15日までに発表する。
- (2) 2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

【より丁寧な説明を要する事例】

一部の私立大学では、建学の精神等から同窓生子女について特別枠を設定している例が見られる。このような例は他国でも見られるものであるが、我が国では様々な意見があることも踏まえれば、募集要項等で明示するとともに、入学志願者や保護者、高等学校関係者等をはじめ広く社会からの理解が得られるよう、特別枠の必要性や募集人数、選抜方法の妥当性等について、より丁寧に説明することが必要と考えられる。

【合理的な説明ができないと考えられる事例】

性別については、建学の精神や設立の経緯等から女性のみを募集又は男女別に募集している等の例を除き、性別を理由として一律に取扱いの差異を設けることについて広く社会の理解が得られるような合理的な説明はできないものと考えられる。

4-2 出願手続段階における公正確保

大学入学者選抜の出願手続において、各大学は、入学志願者から氏名、年齢、性別、出身校、住所や調査書に記載された内容など多くの情報を入手するが、選抜の公正性に疑問を抱かれないようにするためには、能力・適性等の評価・判定に用いる情報と用いない情報とを分けて適切に取り扱うことが重要である。

保護者等の氏名については、連絡等のために必要な情報である場合もあるが、「最終まとめ」で疑惑を招きかねない事案として紹介されたように、例えば出願書類に保護者の個人情報（職業・出身校等）を記入させることは、評価・判定の場面でそれらの情報を考慮しているのではないかとの疑問を抱かれるおそれがある。したがって、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・適性等の評価・判定に用いない情報は、入学志願者に求めないようすべきである。

仮に、大学がそのような情報を入手した場合でも、それらが評価・判定に影響を及ぼさないようマスキングを施すなど、公正性確保のための手立てを講じることが必要である。

また、出願手続の段階を含め、大学入学者選抜の各段階を通じ、特定の受験者への特別な優遇や配慮を求める働きかけや、特定の受験者の保護者等の関係者からの寄附の申出等があってはならないのは当然である。

さらに、合格発表前に個別に保護者等の関係者と接触するなど入学者選抜の公正確保に疑問を抱かれるような行為は厳に慎まなければならないこと、入学に関し直接又は間接を問わず寄附金等の募集や約束を行わないこと等は、平成14年の事務次官通知でも具体的に言及されていることであり、万一こうした働きかけや申出等があった場合には、入学者選抜の公正性を損なうことのないよう、大学として毅然と対応するのは当然のことである。

4-3 個別学力検査における公正確保

個別学力検査においては、入学志願者の多様な能力をできる限り多面的・総合的に評価できるよう、各種の客観式、記述式の検査方法を組み合わせることにより、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるように工夫することが望ましい。

その際、試験問題の漏洩等の問題を未然に防止することは、大学入学者選抜の公正確保の基本である。¹¹また、試験問題の文面、内容、条件設定の不備により解答が導き出せないなどの出題ミス等も入学者選抜の公正性に影響しかねないものであり、その防止に努めねばならない。¹²その他、受験者に関係者や親族がいる教職員は試験問題の作成・点検に関与しない等の取組は当然のこととして実施されているところである。

¹¹ 平成 31 年度大学入学者選抜実施要項（平成 30 年 6 月 4 日付け 30 文科高第 186 号文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第 13 その他注意事項

4 入学者選抜の公正確保

入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の作成や点検等に当たり、問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。

なお、受験生の不正行為を未然に防止するため、受験生の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験生の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。

¹² 平成 31 年度大学入学者選抜実施要項（平成 30 年 6 月 4 日付け 30 文科高第 186 号文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第 13 その他注意事項

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜のミスを防止するものとする。

(1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

(2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中、実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけでなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

(3) 試験の実施においては、教員、事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。

採点の段階でも、解答用紙の氏名や受験番号の部分をマスキングして採点者の目に触れないようにする、記述式の問題について複数人で採点を行う、各科目の責任者が採点結果を確認する、得点の合計や転記に誤りがないかを複数人で確認する等の取組がなされているところであり、様々な方策を組み合わせることにより公正を確保することが重要である。

また、個別学力検査の試験問題と解答（出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等）は原則として公表¹³することとされており、更に、希望する受験者本人への成績開示を行うことも、公正確保に資すると考えられる。

-
- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当で二重、三重に点検を行う。
 - (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。
 - (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなどミスの再発防止に努める。

¹³ 平成 31 年度大学入学者選抜実施要項（平成 30 年 6 月 4 日付け 30 文科高第 186 号文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第 13 その他注意事項

2 入試情報の取扱い

- (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
 - ② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を明示すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法については、可能な限り情報開示に努める。

4-4 小論文、面接、実技検査等における公正確保

大学入学者選抜に際して、学力検査のみならず、調査書の内容、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料の活用が広がっていること自体は重要であり、各大学における一層の取組が期待される。

各小問の配点が明確である学力検査では、評価のばらつきを抑えることは比較的容易であり、試験問題や解答（出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等）の公表や、希望する受験者本人への成績開示により公正性への疑念を生じにくい。

一方、調査書、活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書等の提出書類や資格・検定試験等の成績、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査等については、評価・判定の基準を標準化することが困難であり、評価者による評価・判定のばらつきを完全に避けることは難しいとの課題も指摘されている。

このような課題に対応するため、各大学においては、評価や面接を複数名で実施し、更に評価者や面接者の体制や男女等のバランスに配慮したり、評価や面接に関するマニュアルやルーブリック等の評価フォーマットを整備し、それらに関するFD研修を実施したりする等の事例も見られた。

各大学においては、多面的・総合的な評価・判定を行うための課題を認識した上で、その克服に向けた工夫を継続することが期待される。基本的な評価・判定の在り方は各大学が入学者選抜の方法に応じ検討すべきものであるが、例えば、小論文、面接、実技検査等を実施する場合には、評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や属性による差別的な取扱いが行われないう、それらの実施方法や評価方法のマニュアル等を整備することが必要と考えられる。その際、評価者の判断が公正に行われるよう、評価・判定に用いるべきでない情報については、面接等の資料に記載しないことや、面接等の際に受験者に尋ねないことが重要であり、マニュアル等の整備に当たっては、こうした点も留意する必要がある。

4-5 合否判定における公正確保

合否判定においては、その方法や基準を明確に定め、それらについてあらかじめ募集要項等で公表し、遵守することが重要である。

合否判定の方法については、特定の個人の恣意的な判断により合否判定が歪められることのないよう、教授会や入試委員会等の合議制の会議体で合否判定を行い、中立・公正な意思決定のための体制を整えることが必要である。また、合否判定の際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載しない等の配慮をするべきである。例えば、受験者の氏名・年齢・性別・出身校・同窓生や教職員との関係等の評価・判定に用いない情報は掲載すべきではない。

合否判定の基準については、実施要項においても「試験の評価・判定方法については、可能な限り情報公開に努める。」とされているところであり、あらかじめ募集要項等において合否判定に用いる要素、それらの配点や比重等を可能な限り公表することが必要である。

【恣意的な特定の受験者の優遇や「順番飛ばし」をしないこと】

合否判定に際し、あらかじめ募集要項等で公表した方法や基準に基づかず、恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、個別学力検査や小論文、面接、実技検査等の各種の要素を総合して決定した成績の順番を飛ばして合格又は不合格としたりすることは不適切である。このことは正規合格者の決定の際だけでなく、補欠合格候補者の決定や意思確認の連絡の場合においても当てはまる。

【属性を理由とする差別的取扱いをしないこと】

特定の属性に係る特別枠の設定等を行う場合には、「4-1」で述べたとおり、関係者をはじめ広く社会の理解が得られるよう説明責任を果たすことが必要である。

また、合否判定に際し、関係者をはじめ広く社会の理解が得られるような合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等という属性を理由として一律に取扱いに差異を設けることは不適切である。このことは正規合格者の決定の際だけでなく、補欠合格候補者の決定や意思確認の連絡の場合においても当てはまる。特に、性別については、合否判定に際して、性別を理由として、一律に取扱いの差異を設けることについての合理的理由の説明はできないものと考えられる。

4-6 合格発表，繰上合格，成績開示等における公正確保

教授会や入試委員会等の合議制の会議体での合否判定と併せて，入学辞退者が出た場合に備えて補欠合格候補者の取扱いや繰上合格に係る手続を定めておくことが必要である。

また，実施要項の「第13 その他注意事項」には，次のように記載されている。

各大学は，受験者本人への成績開示や，入試方法の区分に応じた受験者数，合格者数，入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また，試験の評価・判定方法については，可能な限り情報開示に努める。

このことを踏まえ，補欠合格候補者に対し，補欠合格候補者の内での順番や繰上合格に係る連絡が行われる時期の見通し等をあらかじめ知らせることも，繰上合格手続における透明性を高める上で有効と考える。

学力検査や，学力検査以外の点数化する要素について，その配点や一定の水準に達しなかった場合の取扱いについてもあらかじめ明らかにしておくことが，合否判定の根拠をより明確に説明できることになると考えられる。

4-7 大学入学者選抜に係るガバナンスの適正化

実施要項の「第13 その他注意事項」には、次のように記載されている。

学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の作成や点検等に当たり、問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

大学入学者選抜は学長のリーダーシップと責任の下で実施されるべきものであるが、医学部医学科の入学者選抜における不適切事案においては、特定個人の意向により合否判定が左右されるなど、大学入学者選抜の公正性に疑念を抱かせるガバナンスの機能不全を露呈する事案や合否判定における成績順位確定後に順位の低い特定の受験者の順位を意図的に繰り上げていたりするなど、およそ公正な入学者選抜とは言えない事案もあった。

大学入学者選抜において学長に期待されるリーダーシップと責任とは、大学入学者選抜のプロセス全体が公正に行われ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に適った学生が選抜される仕組みを構築することである。そのために、入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、適切な実施体制を確保するとともに、入学者選抜に係る業務を担当できる能力と経験を有する人材を育成していくことも重要である。

医学部医学科の入学者選抜において判明した不適切事案は、医学部医学科のみならず、全ての学部学科等におけるこれまでの大学入学者選抜の公正性に対し反省と見直しを迫るとともに、厳しい改善を迫るものとして受け止めねばならない。

【各大学の責任によるガバナンスの確立や適正化】

大学入学者選抜に係るガバナンスの在り方は、各大学の体制や実施方法等に応じ、各大学の責任において検討されるべきものであるが、今回の医学部医学科の入学者選抜において判明したような不適切な事案が二度と起きないようにすることが重要である。

各大学においては、その判断により、例えば、大学入学者選抜に係る業務についての監事による監査の実施、入学者選抜の手續に関与しない独立した組織により手續の適切性の確認を行う等、学内で相互牽制や不正抑止が働く体制や仕組みを設けること等の対応により適正化を図ることが考えられる。また、各大学が入学者選抜に係る体制や実施方法等に関して自己点検・評価を実施することも重要である。

【認証評価機関による評価】

大学入学者選抜に係るガバナンスの確立とそれについての自己点検・評価は各大学の責任で行われるべきものであるが、認証評価機関による評価においても、各大学において入学者選抜に係る体制や実施方法等についての自己点検・評価等が適切に実施されているかどうかを確認する。第三者の目からも各大学の入学者選抜の公正確保に向けた取組状況を確認することで、より社会からの信頼が得られるものと考えられる。

【文部科学省による調査・指導】

大学入学者選抜の信頼性は、基本的には、まず各大学が主体的に大学入学者選抜に係るガバナンスの確立や自己点検・評価に取り組み、それを認証評価機関が評価することなどにより確保されることが原則である。

しかし、仮に、入学者選抜の公正が損なわれたと疑われる事態が生じた場合には、直接の当事者である受験者に不利益が生じるだけでなく、大学入学者選抜全体に対する信頼が揺らぐおそれもある。

このような場合に、各大学の主体的な取組によって是正のための対応が速やかに講じられることが期待し難い場合には、文部科学省としても、必要に応じ、調査を実施し、大学に対して指導を行うとともに、不利益を被った受験者の救済が適切になされるよう情報の提供や相談窓口の設置等の必要な対応を講じることが必要である。また、類似の事態が他で生じないよう再発防止策を講じることが重要である。

5 今後の検討の進め方と課題

【文部科学省に向けて】

本会議は平成31年4月5日に公表した『審議経過報告』をもとに、これに対する関係者の意見も聞きつつ、本『最終報告』を取りまとめた。

文部科学省においては、本『最終報告』を十分に踏まえ、国公私立大学関係者及び高等学校関係者等による審議を経て実施要項を改訂し、全大学の入試事務担当者等に対し、従来からのルールで引き続き遵守すべき事項と合わせて周知徹底を図っていくよう求める。

また、仮に今後、社会から疑念を抱かれるような問題が生じた場合には、個別の大学に対する調査や指導の他、速やかに再発防止策の検討を行い、大学入学者選抜全体の信頼性の回復と確保に努めることを求める。

【各大学に向けて】

これまで大部分の大学では公正な入学者選抜の実施に努力されてきたところであるが、今回の一連の問題も踏まえ、各大学において改めて自大学で不適切な入学者選抜が行われているようなことがないか、また入学者選抜の各段階について公正性の一層の確保のために講ずべき工夫はないか等といった観点から自己点検・評価を行い、公正かつ適切な大学入学者選抜が実施されるよう不断の取組を期待したい。

これに加え、各大学が各学問分野の特性等に応じて学生が身に付けるべき資質・能力や特定の資格・職業に求められる資質・能力を踏まえ、そのような資質・能力の獲得を目指す学生として入学段階でどのような力を備えていることを求めるのか、それをどのような基準・方法により評価するのかといった入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）や入学者選抜の在り方について、改めて検討することは、大学教育の質を高める上でも大いに有益である。

このような検討を行う際には、個々の大学がそれぞれで検討するだけでなく、課題や問題意識を共有する複数の大学関係者が知恵を持ち寄り検討することが実を上げることにつながり、社会からの一層の信頼を得ることにもつながると考える。大学関係者の見識や自覚に基づき自律的に、三つのポリシーの改善や入学者選抜の規範の策定等が進められることを期待したい。

【今後も継続的に検討すべき課題】

既に述べたとおり、社会から期待される大学入学者選抜の在り方、その「公正性」に関する基準や考え方等は、国や時代等によっても変わり得るものである。

本会議は、今日の大学入学者選抜の状況や実態を踏まえ公正確保のための方策について検討を行ったが、本『最終報告』の後も、文部科学省及び各大学においては、大学入学者選抜を取り巻く社会情勢の変化を考慮しつつ、必要に応じ改めて検討を加え、大学入学者選抜の在り方が望ましいものとなるよう不断に見直していくことが重要である。

大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）【概要】

令和元年5月31日 大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議

経緯・有識者会議の任務

- 一部大学の医学部医学科の入学者選抜において、不適切な事案が発覚。
- 文部科学省において、全ての医学部医学科の入学者選抜を緊急に調査し、公正性に関する考え方を取りまとめ。
- 大学入学者選抜に対する社会からの信頼を回復し、今後の改革を着実に進めるため、全ての学部学科等について入学者選抜の公正性を確保するための共通ルールを示すこと。

有識者会議における検討

- 大学関係者、高等学校関係者、法曹関係者、報道関係者等11名の有識者で構成。
- 入学者選抜の当事者等から海外の入試制度、私学、文系、理系、スポーツ等のテーマについてヒアリングも実施。
- 4月5日に『審議経過報告』を公表し、国公私立大学、高校等の関係団体に意見照会し、それらの意見等を踏まえて、5月31日に『最終報告』公表。

「公正性」に関する基本的な考え方

- 大学入学者選抜は、各大学の教育理念や入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、各大学の責任において実施されるものであるが、関係者をはじめ社会からの関心も極めて高い。したがって、その公正性に疑念を抱かれることのないよう、広く社会からの理解を得られる方法により実施することが重要。
- 大学入学者選抜プロセス全体を通じた公正確保が必要であり、各段階での改善方策を示すことが必要。その際、①大学入学者選抜の多様化、②透明性及び機密性の両立、③公正の基準や考え方の変化と不断の見直しに留意が必要。

公正確保等に向けた方策（次頁参照）

今後の対応

【文部科学省】

- 『最終報告』を踏まえ、6月上旬に『大学入学者選抜実施要項』を改訂し、全大学の入試事務担当者等に対し、従来からのルールで引き続き遵守すべき事項と合わせて周知徹底を図る。
- 社会から疑念を抱かれるような問題が生じた場合、必要な調査、指導の他、速やかに再発防止策の検討等に取り組み。
【各大学】
- 『最終報告』及び『実施要項』を踏まえ、入学者選抜の各段階について自己点検・評価を行い、不断の改善を図る。

公正確保等に向けた方策

～大学入学者選抜のプロセス全体を通じた公正確保～

学生募集

- アドミッション・ポリシー又は募集要項において、入試方法・合否判定基準等について明示。
- 特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合、区分ごとにもその内容、設定理由、募集人員、出願要件等について明記し、広く社会の理解を得られるよう説明責任を果たすことが必要。
- 同窓生子女についての特別枠については、募集要項等に明記し、より丁寧な説明が必要。
- 性別による一律の取扱いの差異については、広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

出願手続

- 評価・判定に用いない情報（保護者の職業・出身校等）は、入志願者に求めない。
- 特定受験者の優遇を求めめる働きかけや寄附の申出等には、公正性を損なうことのないよう大学として毅然と対応。

個別学力検査

- 試験問題の漏洩や入試ミスを防止は基本。受験者に関係者・親族がいる教職員は関与しない等の取組は当然に実施。
- 採点時には、受験者情報のマスキング、複数人での採点・確認などの取組を組み合わせたことが重要。
- 試験問題と解答等の公表と希望する受験者本人への成績開示により、公正を確保。

小論文、面接、 実技検査等

- 評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、特定の受験生の優遇や属性による差別的取扱いが行われないよう、実施方法や評価方法についてのマニュアル等の整備が必要。
- その際、評価・判定に用いるべきではない情報については、面接等の資料に記載しないなどの点に留意。

合否判定

- 合否判定の方法や基準を明確に定め、募集要項等において合否判定に用いる要素、配点や比重等を可能な限り公表。
- 合否判定は教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行うこととし、特定個人の恣意的な判断を防止。
- 評価・判定に用いない情報（受験者氏名、年齢、性別、保護者情報等）は、原則として合否判定資料には記載しない。
- 恣意的な特定の受験者の優遇や各種の要素を総合して決定した成績の順番を飛ばした合否判定は不適切。
- 広く社会の理解が得られるような合理的理由がある場合を除き、属性を理由とする一律の取扱いの差異は不適切。
- 性別による一律の取扱いの差異については、広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

合格発表、 繰上合格、 成績開示等

- 合否判定と併せて、補欠合格候補者の取扱いや繰上合格に係る手続を定めておくことが必要。
- 補欠合格候補者の内での順番等をあらかじめ知らせることも、透明性を高める上で有効。
- 学力検査やそれ以外の点数化する要素について配点・取扱い等をあらかじめ明示し、合否判定の根拠を明確化。

各大学

各大学は、その判断により、例えば、監事による監査や学内の独立した組織による手続の適切性の確認を実施し、学内で相互牽制や不正抑止が働く体制等を設ける。また、その体制等について自己点検・評価を実施し、各大学の責任により、入学者選抜に係るガバナンスを確立・適正化。

「認証評価機関」

認証評価機関は、各大学において、入学者選抜に係る体制や実施方法等についての自己点検・評価等が適切に実施されているかどうかを確認する。学外の第三者の目からも、各大学の公正確保に向けた取組状況を確認。

文部科学省

入学者選抜の公正が損なわれたと疑われ、主体的な取組による是正が講じられない場合には、必要に応じて、調査を実施し、大学を指導。また、不利益を被った受験生の救済が適切になされるよう必要な対応をとる。

～大学入学者選抜の公正確保のための多層的なチエック体制～

大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議の設置について

平成 31 年 1 月 29 日
高等教育局長決定

1. 趣旨

医学部医学科の大学入学者選抜について行った緊急調査の結果を踏まえ、公正な大学入学者選抜の在り方、募集要項の記載内容等の受験生への情報提供の在り方、出願、試験、合否判定等の各段階における留意事項等について検討を行い、平成 32 年度大学入学者選抜実施要項の改善に向けて提言を行う。

2. 検討事項

大学入学者選抜における公平性確保等のため、以下の事項について、専門的検討を行う。

- (1) 公正な大学入学者選抜の在り方
- (2) 募集要項の記載内容等の受験生への情報提供の在り方
- (3) 出願、試験、合否判定等の各段階における留意事項
- (4) その他必要な事項

3. 実施方法等

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記 2 に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

平成 31 年 1 月 29 日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。

5. その他

- (1) 会議に係る庶務は、関係局課の協力を得て高等教育局大学振興課大学入試室において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議
委員名簿

◎岡本 和夫 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構顧問，名誉教授

栗原 敏 学校法人慈恵大学理事長

笹 のぶえ 東京都立三田高等学校長

潮見 佳男 京都大学副学長，京都大学大学院法学研究科教授

須藤 典明 日本大学大学院法務研究科教授

田中 義郎 学校法人桜美林学園常務理事，桜美林大学特命副学長，桜美林大学大学院教授

西郡 大 佐賀大学教授，佐賀大学アドミッションセンター長

板東久美子 日本司法支援センター理事長

堀家 春野 NHK解説委員

三村 信男 茨城大学長

○森島 朋三 学校法人立命館理事長

(五十音順・敬称略)

(◎座長，○副座長)

役職は平成31年1月現在

大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議において

実施したヒアリングについて

本有識者会議では、大学入学者選抜の現状や医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査について事務局より説明を聴取した後、大学入学者選抜における公正確保等についての議論の参考とするため、以下の8テーマについて、様々な立場から大学入学者選抜に関わる多数の当事者や有識者からのヒアリングを実施した。

- ① 一般社団法人全国医学部長病院長会議『大学医学部入学試験制度の規範』について
- ② 海外の大学入試制度と日本の大学入試制度との差異について
- ③ 私学の特性に応じた入試について
- ④ 文系学部全般の特性に応じた入試について
- ⑤ 理系学部全般の特性に応じた入試について
- ⑥ 歯学部（歯科医師養成）の特性に応じた入試について
- ⑦ 看護学部（看護師養成）の特性に応じた入試について
- ⑧ スポーツや文化活動等の特殊な能力・実績等を評価する入試について

①一般社団法人全国医学部長病院長会議『大学医学部入学試験制度の規範』について、②海外の大学入試制度と日本の大学入試制度との差異について、⑧スポーツや文化活動等の特殊な能力・実績等を評価する入試についての3テーマについては、それぞれのテーマに沿った説明を依頼したが、③～⑦の5テーマについては、本有識者会議として特に説明をお願いしたい事項として、以下の5項目を事前に提示した上で説明を依頼した。

1. 医学部入試に関する一連の問題やその後の対応等に対する受け止め
2. 私学の特性に応じた大学入学者選抜、分野の特性に応じた大学入学者選抜について
（各特性に応じた入試の実施状況に加えて、志願者、選抜方法・手続、合否判定基準等について特徴等があれば）
※一般入試とその他の特別入試（推薦・A0）とを区分した方が論点が明確になる場合には、それぞれの入試区分において、公正を確保する上での課題や留意点等についてお話しください。
3. AJMC 規範や『最終まとめ』で示された考え方に対する受け止め
（賛成する部分、反対する部分、追加で考慮すべき事情等があれば）
4. 不適切な事案・疑惑を招きかねない事案・好事例に対する受け止め
（賛成する部分、反対する部分、追加で考慮すべき事案等があれば）
5. 有識者会議の議論に期待すること
（入試の公正な実施に当たり判断に迷う事項、公正担保のための政策的対応の要望等があれば）

特に説明をお願いしたい事項として挙げた各項目について、各ヒアリング対象者から示された主な見解を整理すると以下のとおり。

1. 医学部入試に関する一連の問題やその後の対応等に対する受け止め

- 受託収賄や寄附金收受により特定の受験者を優遇する入試不正の背景には、「〇〇学部であればどこでも良い」という風土がある。大学と受験者との間で、「求める入学者像」と「求める卒業生像」についての明確な意思伝達が必要。
- 特定の人物の関与による不正入試は、組織的なチェック体制で防ぐことが可能なのではないか。一方で、例えば「医療人確保」のため等と考え、学内の承認を得ていても、社会的には「公平性」からかけ離れた不適切入試が行われてしまう場合がある。
- 医療関係、特に国家資格に関わる大学・学部・学科への入学は、卒業後の職業に直結するので、そこへの進学がどのような資質・能力・特色を必要とされる医療人になることなのかを明確にしておくことが必要。
- 倫理観や公平性・透明性が特に求められる医療分野において、その入口である入試において起きた不祥事は、国民の医療への信頼を失いかねない。より一層の公平性と透明性を担保し、各大学が求める「入学者像」と「卒業生像」に準拠した、国民に望まれる医療人を育成すべく、学生の入学審査に努めたい。
- 公平・公正な選抜はよい医療人養成の基本要件であり、これに抵触するような在り方は入学してくる学生にとっても良い影響を与えることにはならない。率直に言って、医療現場の問題を入試に持ち込む考え方自体に衝撃を受けた。
- これを機に、入試の在り方を振り返ることの重要性を認識し、疑問に感じるものがないままに公平・公正に抵触するような判定方法になっていないかの見直しを始めている。全ての大学は自己点検・評価の上で、機関別認証評価を受審している。評価基準の中には、「学生の受け入れ」に関する内容も含まれており、公平・公正の観点も明記されている。一連の不適切事案は、このような評価の実効性に疑問を投げかけており、現在の仕組みでは早期発見・防止は難しいのではないかと懸念している。
- 医療専門職の輩出という使命を持つことから、入学者選抜に職業適性の観点が入り込むことは理解できるが、性別や年齢による差別が存在し常態化していたことは驚きである。入学者選抜における、性別や年齢による差別は存在してはならないと考えている。

2. 私学の特性に応じた大学入学者選抜、分野の特性に応じた大学入学者選抜について

- 同窓生子女枠や内部進学枠等を設定する場合は、大学としてその効果についてエビデンスに基づく検証を行い、他の試験と同様に、アドミッション・ポリシーを設定するなど、国民の容認が得られる必要がある。
- 海外（特にアメリカ）における入試においては、「Affirmative Action（積極的格差是正措置）」の人種別のパーセンテージや、「Benefit(特典)」について、ホームページなどで公開されている。
- 私学の特性として、①同一法人内の附属校等と連携した一貫教育を推進するための入試、②卒業生子女のための入試、③特定のスポーツ・文化活動を支援するための入試、④宗教教育の推進のための入試等が行われている。このような特別な入試を行う場合には、建学の精神との整合性について合理的な説明を行うことが要件となり、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を公表した上で、募集要項等で募集人数、出願資格、選抜方法、合否判定基準等を明示することが求められる。
- 同窓生子女枠や内部進学枠は、対外的に「基準」を明示し、あくまで学力判定を明確にした上で、建学の精神の理解度を評価すべき。
- スポーツ推薦に関して、学長ガバナンスのもとで「スポーツ憲章」等を作成し、全学的な指針を示している大学は先導的な事例である。
- 私学は建学の精神を教育の軸として人材養成をはかる教育施設であり、私学の入学試験においては、私学として求める入学者の資質と受験者の入学意図のマッチングが重要。AO入試や推薦入試等の特別入試は、マッチング入試の典型であり、面接試験や小論文試験等によってミスマッチを防ぐ必要がある。ただし、これらの採点・評価には試験官による誤差・差異の補償（公平性の担保）が必要となる。
- 特に私立大学の特別入試は、入学前・在学中・卒後のマッチングの観点で、大学が欲しい人材と、受験者側の入りたいという希望のすり合わせがうまくできれば、途中でドロップアウトするような学生の減少につながる。
- 人文・社会科学系の大学・学部では卒業後の進路・就職先が多様であり、「教養ある社会人」の養成・輩出が社会的な要請だとすれば、あえて「公平」ではない入学者選抜を実施する要請は少ない。
- 一方で、地方出身者の優遇（地域枠入試）、社会人経験者等の優遇（社会人入試、編入学試験）、社会的弱者の優遇（児童養護施設出身者や難民を対象とする推薦入試）、帰国者・外国人の優遇（帰国子女枠入試、留学生枠入試）等、あえて「公平」ではない入学者選抜を実施するとすれば、募集要項等で事前に制度自体の情報を公開し、社会的に納得感のある合理的な導入理由を明示できることが必要。
- このような入試制度についての理解を得るためには、「公平」より大きな観点で「公正」であることや、学生の多様性の確保等によって他の学生にとっても有意義であること等を合理的に説明していくことが必要。また、教学IRによって、入学者の学力・活動等を追跡調査し、当該制度の合理性を説明することも今後の課題。

- アスリートを対象とした推薦入試については、コンプライアンスの問題として不正防止ができるのか、対外的に納得していただけるか等が課題となり得る。学内で模索しているところであり、健全な推薦入試について、特にスポーツ関係者はより襟を正してやっていくべき。
- 理・工・農等の理系大学・学部の入学者選抜においても、選抜方法の多様化が着実に進行しており、調査書、面接、受験者本人が記載する資料等の活用が予定されている。また、多くの大学で、大学入試共通テストの利用や独自の理系学力試験の実施を予定している。
- 理系大学・学部でのAO入試においては、出願書類として、調査書、推薦書、活動報告書、志望理由、学修計画書等が用いられ、試験当日の筆記試験、小論文、エッセイ、面接、集団討論、プレゼン等を組み合わせて選抜が行われる。このように多様な要素を考慮する場合には、用いる各項目と評価要素のブレ幅は小さくても、総和としての全体評価のブレ幅が大きくなる。
- 医療系の入学試験では、学力とともに医療人に必要な基本的資質を求めており、受験者の人間性を十分に評価する必要がある。医療系の一般入試では、医療人としての適性としての観点から、学力試験に加えて面接試験を実施している場合が多い。なお、一般入試における面接試験は一定の学力を有する受験者のスクリーニングと解釈している。一方、特別入試（推薦・AO）は、人物重視の多面的評価を行う上で、効果的なマッチング入試である。面接や小論文試験によって、医療人としての適性を見極める必要があるが、面接者・評価者のキャリブレーションが必要であり、複数で実施することで公平性の担保を試みている。
- 推薦入試では、指定校推薦と公募推薦の他、同一学校法人の附属高校からの学内推薦を実施している大学も多いが、具体的な実施方法や募集人数の提示等の詳細は明らかにされておらず、透明性の確保への懸念はある。
- 数量化されにくい能力を評価するために、評価に影響を及ぼす可能性のある個人情報や属性情報は評価物に記入しない、差別につながりかねない質問はしない、客観的評価ツールの作成や複数名による評価等、評価者の主観が排除されるための工夫がなされている。

3. AJMC 規範や『最終まとめ』で示された考え方に対する受け止め

- 医学部医学科における地域の医師確保の観点からの定員増（地域枠）においては、県からの要望もあり、募集要項に明確に記載すれば、社会に説明できる範囲内で、浪人年数について出願の制限を設けることは可能ではないか。
- マイノリティ等の恵まれない環境で教育を受けた人種や文化的弱者に対して優遇措置を施す積極的格差是正措置（Affirmative Action）は、「公平」ではないかが「公正」であるとする考え方もある。私学の特性に応じた入試制度のいくつかについても、「公平」ではないかが「公正」である考え方もあるのではないか。
- 大学卒業後の進路についての意向を入学者選抜の段階で正確に判定することは困難であり、一部の大学で行われている誓約書の提出等も実効性が乏しいとすれば、これらを合否判定の材料にすることは妥当性に欠けるのではないか。
- 「男性という属性」、「女性という属性」に着目した議論は、性差についての固定的な理解に基づくものになっている可能性がある。LGBT 等の新たなジェンダー規範との整合性に配慮しつつ、進展するダイバーシティ社会を視野に入れた考察が必要ではないか。
- 特定個人の利益になる得点調整・合否判定は当然不適切。特定の職業教育の文脈で暗黙の前提とされてきた得点調整・合否判定も公正性の観点から不適切。公正性・公平性が低いと認識される可能性がある合否判定方法等については、募集要項等に事前に明記して、合理的に説明可能であることが必要。これらの考え方は、人文・社会科学系でも同様である。
- 大学入学者選抜は、社会的公正性が強く求められる領域であり、格差がない状況に特定の観点で差をつけることは不可。ただし、元々格差がある状況に、出願機会、出題内容、合否判定、特別な配慮等の特定の方策で差をなくすることは許容され得る。
- どんな入試枠であっても、性別や卒後年数によって一律的に差異を設ける事例は不適切。ただし、地域枠については、各地域の状況を勘案し、社会に説明可能な範囲で入試要項に記載すれば実施可能ではないか。
- 内部進学枠や同窓生子女枠については、アドミッション・ポリシーとの関係を説明し、社会の容認を得られるのであれば、受験者、大学、地域にとっても有効な入試制度となる可能性があるのではないか。
- 規範全体としては理解できるが、①公平性、②医療人確保の二つの尺度のうち、②医療人確保については更なる検討と明確化が必要。一部の大学では、性別や卒後年数による差別を正当化する理由として、②医療人確保に言及されている場合がある。規範では、属性による点数操作等は②医療人確保の観点からも不適切と明言されているが、これは目的であり、手段を正当化するものではない。
- AJMC 規範の尺度は、看護分野にも共通する尺度である。性別・年齢による差別が不適切であることは当然であり、看護分野では遵守されていると考えるが、面接試験において面接官の主観が評価に反映されるリスクは存在する。

4. 不適切な事案・疑惑を招きかねない事案・好事例に対する受け止め

- 一般入試における特定の受験者の優遇は、入試業務におけるガバナンスの欠如と教授会又は入試委員会等の機能不全によるものであり、不適切な行為ができる仕組み自体が不可思議。ただし、補欠合格者の繰上げ手続きの合理化は大学によっては未解決である可能性あり。
- 疑惑を招きかねない事案①～③は、教授会又は入試委員会等の機能不全の問題。事案⑤・⑥・⑧・⑨は教授会又は入試委員会等の構成員の認識の低さや入試事務システムの機能不全の問題。事案④・⑦は、教授会又は入試委員会等の構成員の認識の低さや入試事務システムの機能不全の問題でもあるが、面接制度自体の課題でもある。
- 好事例は常識的なものを含めて、基本的には妥当な項目であるが、好事例⑧のうち、面接試験についての合否判定基準等を事前に明示することは、高校側の過度な指導や周到な対策を誘発するリスクがあり、不合格となった場合に受験者の人格否定につながるリスクがあるので慎重な配慮が必要。
- 疑惑を招きかねない事案については概ね理解。ただし、①については休学や退学の理由として経済的理由も多いことも否定できない。②については合否判定の時間短縮や会議体の開催時期の問題もあり、一部の教職員に一任せざるを得ない場合も想定される。⑥については評価基準が明確化されていても、定量評価の公平性は担保できない。⑦についてはランダムに班分けした場合には年齢差の問題により受験者の公平性が低下する可能性がある。
- 好事例については概ね理解。ただし、④については多様な要素を考慮するAO入試での導入は困難か。⑧については過度な入試情報の提供は、入試業務の現場の意見を踏まえて慎重に検討する必要がある。
- 全般的に容認できる内容であり、特段の意見はない。
- 合否判定資料に属性が明記されている大学がかなりあることが判明したが、合否判定に本来不要なはずの属性は記載しない等の徹底化が不可欠であると考える。
- 私学では、推薦入試で上限の定員の5割を確保していることが多い。受験者の多様な背景や卒業後の活躍への期待を込めて、推薦入試や特別枠の設定等が多様化している。多様性への配慮と公平性の確保の両立は難しく、許容範囲についての検証の必要がある。
- また、学生確保に苦慮している大学では、本来の推薦入試の在り方から逸脱して、入学後の学生指導に教員のエネルギーの大半を費やしている例も少なくない。推薦制度についての高校側の理解・協力の問題も潜んでいるようである。
- 成績順位の確定後に、順位の低い受験者について意図的に順位を繰り上げたり合格となる事案について、合否決定プロセスに順位の変更が正規に位置付けられ常態化していることは信じがたい。一方、特定個人が入試担当職員に点数や順位の書き換えを指示した事案について、あつてはならないと考えるが、それを防止する方策が十分とはいえないのが実情であり、同じことが起こりうるリスクは存在する。

- 男性優先，現役生優先，若年者優先という視点や性別，年齢により合否が覆るということはあってはならないと考える。しかし，面接試験において，面接官個人の価値観が評価を歪めてしまうリスクは存在する。
- 入試に関連するポリシーの策定，マニュアルや注意事項の作成，情報管理・不正防止のシステム構築は各大学が独自に行っているものの，適正であるかどうかを共通の指標で評価し，問題点があれば改善する取り組みが必要である。

5. 有識者会議の議論に期待すること

- 国内のみならず、グローバルスタンダードに基づく公正な大学入学者選抜の在り方の検討が必要。
- 大学入学者選抜は、社会情勢や国民の意識の変化等により、変遷してきた経緯があるため、その公正の在り方についても状況に応じた見直しを行う必要がある。
- 大学の設置形態を超えた共通性として、入試業務には機密性（問題漏洩の防止、個人情報情報の管理等）と透明性（募集要項等による事前説明、問題・解答例・成績の開示等）という相反する要請が同時に求められている。それに加え、私学の特性として、自主性（学問の自由、大学の自治、建学の精神等）と公共性（公的教育機関としての法令遵守、社会に対する説明責任等）という相反する要請が同時に求められている。このような入試業務の現状と課題を理解した上での議論を。
- 教員が作問、採点、合否判定、入試広報等を担当するという、我が国の大学の入試業務は国際的には特異なものであり、教育業務か大学運営業務かの整理や教員業務か事務職員業務かの整理が流動的であるために、教職中間専門職としてのアドミッション・オフィサーの導入やFD・SDでの能力開発も進んでいないのが現状。「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」で示されている、高等教育の将来像等も踏まえた上で、入試業務の位置づけについての議論を。
- 「学生の受け入れ」についても、認証評価における点検・評価項目にはなっているが、「入学者選抜の公正な実施」に関して具体的な評価基準が定められている訳ではなく、現状の評価の中で不適切事案を指摘することは困難。内部質保証システムによって継続的に点検・評価する仕組みを検討すべきではないか。
- 理系大学・学部における入学者選抜においても、規模、地域、体制等により多様化が進捗しており、一律のルールで公正を確保することは困難になっている。一方で、受験者やその保護者を含む社会が納得できるような最低限のルールを確保することも必要。
- このようなルールは明確にした上で、地域や特殊分野に着目すれば、ある意味で「不公平」な入試の可能性にも配慮を。理数系科目の知識についての客観的な評価と、柔軟な多様性による特徴化の組み合わせが重要
- 不正入試・不適切入試により、受験者が受けた不利益や国民が抱いた疑念・不安は計り知れないものであり、早期に何らかの見解の公表を期待する。その際、「入学者選抜における公正性」の具体的な明文化については、仔細な指示をせずに、各大学のアドミッション・ポリシーやプロフェSSIONAL・オートノミーを尊重したものとしたい。
- 医療系大学の評価が、留年率や国家試験の合格率によって行われる傾向もあるが、これは瞬間値でしかなく、各大学が教育、養成する人材には、それぞれ歴史的に醸成された特徴が存在する。「国民にとって良い医療人」とは何かを如何に定義し、如何に評価するのかの議論に期待したい。

- 特定個人の関与は論外であり，これが許される大学の在り方自体問題と言うほかない。学長のガバナンス強化が図られ，権限の集中化が進む中では，自浄作用は期待できない。どのような予防策が可能か，有識者会議の議論に期待したい。
- 学問分野によらない共通のルールを作ることも重要であるが，各学問分野固有の特性に応じたルールを作ることも重要である。

1 はじめに

2 緊急調査の経緯と経過

3 入学者選抜における公正性に関する考え方

3-1 中間まとめで示した考え方

3-2 A J M C 規範

3-3 募集要項等の役割

3-4 不適切な入学者選抜についての考え方

⇒①合理的な理由なく、特定の受験者を合格又は不合格とすること
 ②合理的な理由なく、性別、年齢、現役・浪人の別、出身・居住地域等という属性を理由として一律的に取扱い上の差異を設けること

4 入学者選抜において不適切な事案が判明した場合の対応

4-1 文部科学省における対応方針

⇒自主的公表を求める旨を記載。

4-2 各大学に求められる対応

⇒まず、自主的公表、第三者委員会設置、次に、救済措置の検討、入試方法の改善、原因背景の分析といった対応が必要となる旨を記載。

5 緊急調査の結果①（書面調査部分）

⇒学内規則・マニュアルの整備状況、マスキングの実施状況等を記載。

6 緊急調査の結果②（訪問調査部分）

6-1 不適切な事案

⇒自主的公表済みの大学名・事案を記載。

6-2 不適切である可能性の高い事案

⇒文科省が指摘しているが、見解の相違がある大学について、文科省の指摘と大学の見解を記載し、第三者委員会による調査報告を求める旨を記載。

6-3 疑惑を招きかねない事案

⇒中間まとめで記載した事案に追加、大学名は記載せず。

6-4 入学者選抜の公正確保に資すると
思われる好事例

⇒中間まとめで記載した事案に追加、大学名は記載せず。

7 おわりに

⇒緊急調査についての補足説明と必要に応じて追加調査などの対応を行う予定であることについて記載。

8 今後の課題

⇒入学者選抜の公正確保に関する専門家会議の方向性について記載。

訪問調査において、「不適切である可能性の高い事案」として指摘した後に、各大学が自ら不適切な事案であったことを認め、自主的な公表が行われたものを「不適切な事案」と整理。

< 考え方①（特定受験者の優遇・成績順番飛ばし）関係 >

- ① 学士編入学試験において、卒業後地域医療に従事することを出願資格（誓約書提出）とし、その確実な履行の可能性を重視する観点から、自大学歯学部出身の受験生が優遇されていた事案【岩手医科大学】
- ② 一般入試における追加合格者について、正規合格判定において面接等を含む総合的な評価から不合格と判定された者よりも、結果的に判定基準以上ではあったが評価が低いと思われる追加合格者が発生していた事案【岩手医科大学】
- ③ 一般選抜Ⅱ期入学試験において、入学者の確定を急ぐため、募集定員20名の合格者に加え、辞退者を見込み、その見込み数について補欠者のうちから同窓生子女を優先的に合格させていた事案【昭和大学】
- ④ 特定の個人が入試担当職員に指示して、特定の入試受験生の試験成績の元の点数データ（素点）を書き換えさせ成績順位を高める等の調整を行っていた事案【東京医科大学】
- ⑤ 特定の受験生につき不合格となる方向で議論が進んでいたが、特定の個人が「関係者なので」と発言し、不合格にならなかった事案【東京医科大学】
- ⑥ 特定の個人が入試担当職員に指示して、一般・補欠合格者選定名簿上、より上位にいた5名の順位を飛ばして、特定の受験生に電話連絡することにより、繰上合格の手続を行った事案【東京医科大学】
- ⑦ 一般入試の追加合格者について、特定の者を優先的に合格させていた事案【日本大学】

< 考え方②（属性を理由とした一律的な取扱いの差異） 関係 >

- ⑧ 推薦入試（地域特別枠）における書類審査で、学生募集要項に明記せずに、地域に配慮した配点を行っていた事案【神戸大学】
- ⑨ 一般A方式、一般B方式、センター・一般独自併用及びセンター利用において、各二次試験の小論文試験・面接試験等の合計評価点については、女性の受験者の合否判定基準が男性の受験者より高く設定されていた事案【順天堂大学】
- ⑩ 一般A方式一次試験において、学力試験の順位が一定順位以下の受験者については、浪人年数によって男性の受験者に比べて女性の受験者が不利益に取り扱われる合否判定基準が適用されていた事案【順天堂大学】
- ⑪ 一般A方式一次試験において、学力試験の順位が一定順位以下の受験者については、現役生に比べて浪人や浪人年数が多い受験者が不利益に取り扱われる合否判定基準が適用されていた事案【順天堂大学】
- ⑫ 現役受験生、一年浪人受験生については、将来性を評価して二次試験（面接・小論文・調査書による総合評価）において、複数ある調査書評価項目の一つとして現役受験生・一年浪人受験生に加点を行っていた事案【昭和大学】
- ⑬ 一般入試・センター利用入試の2次試験科目である「小論文試験」の点数について、受験生の属性（性別や高校卒業年からの経過年数）に応じて、一部の受験生にだけ点数を加点させて成績順位を高める等の調整を行っていた事案【東京医科大学】
- ⑭ 一般入試の繰上合格において、補欠合格者への電話連絡に際し、成績順位順の通りではなく、男性や若年者を優先し、属性により取扱いの差異を設けていた事案【北里大学】
- ⑮ 特別推薦入学試験（AO入試）における推薦書の評価において、同窓生子女、北陸三県高校出身者、現役生・一浪生に対して加点をしていた事案【金沢医科大学】
- ⑯ 編入学試験（第1学年次後期編入）における書類審査において、北陸三県出身者への加点や年齢に応じた点数の加点・減点をしていた事案【金沢医科大学】
- ⑰ 一般入学試験における補欠合格者の決定において、補欠合格者への電話連絡に際して、年齢も加味していた事案【金沢医科大学】
- ⑱ 高等学校作成の調査書の取り扱いについて、時間的な経過（卒業年度）を考慮した評定平均値の評価により、高校卒業後年数により一律的に差異を設けていた事案【福岡大学】

『最終まとめ』における不適切である可能性が高い事案

文部科学省としては、先述の不適切な入学者選抜についての考え方やA J M C規範等に照らして「不適切な事案」であると認識し、大学に対して指摘しているものの、文部科学省と大学との間で見解の相違があり、大学が不適切な事案であることを認めていない事案を「不適切である可能性の高い事案」と整理。

< 文部科学省の指摘 >

一般入試における3か年分の調査書等の点数化結果について調査したところ、毎年、男・女と現役・浪人で最高点、最低点ともに大きな差がついているとともに、平均点でも女性より男性が（1.8倍～2.6倍）、多浪生より現役生が（例えば18歳以下が21歳以上の3.5倍～15倍）、顕著に高い点数となっていることを確認しており、性別や年齢等の属性により一律の取扱の差異を設けていることが疑われます。【聖マリアーナ医科大学】

< 聖マリアーナ医科大学の見解 >

本学の一般入学試験の第1次試験（学力試験：400点満点）で判定し、成績上位者より合格者を決定しております。第2次試験では、小論文・面接をそれぞれ100点満点として選抜を行っております（適性検査は参考）。入試要項には、「第2次試験では、第1次試験者に対して、適性検査、小論文、面接を行い、その成績と第1次試験の成績に総合を総合の上、合格者を決定します。」と明記されております。この出願書類（調査書・志願書等）の評価に関する部分について順位を付す関係から点数化した上で総合評価しておりますが、その最高点が全体の約1/4程度と高すぎたことから疑念を招いたものと考えております。

『最終まとめ』における疑惑を招きかねない事案

「不適切な事案」，「不適切である可能性の高い事案」であると言えないものの，入学者選抜の公正性に「疑惑を招きかねない事案」としては，以下のようなものが見られた。

- ①出願書類において，保護者や家族の氏名・職業・出身校を記入させた上で，面接試験においても，家庭環境や経済状況について詳細に質問している事案
- ②補欠合格者からの繰上合格が例年多数になるにもかかわらず，教授会や入試委員会等で正式に合否判定がなされるのは，正規合格者についてのみであり，補欠合格者の決定や繰上合格の手続きが学長，学部長，入試委員長又は入試課長などの一部の教職員に一任されており，その顛末や手続きの公正性を証明する資料や記録が残されていない事案
- ③合否判定は総合得点の順位のみによって行うとして行っているにもかかわらず，合否判定資料に受験者の氏名・年齢・性別・出身校・備考（同窓生・教職員）等の情報が記載されている事案
- ④面接試験において，多浪生については現役生より慎重に検討して評価することなど，年齢による取扱いの差異をマニュアル上容認している事案
- ⑤入学者選抜業務を行うための組織体制や責任者の選出に係る規程が整備されておらず，一部の教職員が属人的に後任者を指名したり，協力を依頼したりする運用が行われている事案
- ⑥調査書や出願時の書類等を審査して評価する際の，評価基準が明確化されておらず，又は，評価作業を教員1名で担当しており，評価基準の客観性や評価結果の公平性に疑問が残る事案
- ⑦集団面接の際に，年齢や高校卒業後の年数に応じて班分けしている事案
- ⑧面接評価票において，「保護者が同窓生」や「保護者が教員」などのコメントがあり，公平性が疑われる事案
- ⑨同窓会や大学幹部からの推薦のあった受験者のリストを作成し，入試委員長に渡している事案

『最終まとめ』における入学選抜の公正確保に資すると思われる好事例

入学選抜の公正確保に資すると思われる、以下のような好事例も見られた。

- ①入学選抜業務全体を通じた、人権配慮ポリシーを策定し、出願書類の様式、面接マニュアル、試験当日の運営等に配慮事項や禁止事項が落とし込まれている事例
- ②合否判定資料の元となるデータや帳票へのアクセス権限のある者をごく少数の職員に限定し、実際にアクセスする際には責任者が監視役として立ち合うことをルール化している事例
- ③面接試験の際の評価者の体制について、少なくとも一人は女性の教員が入るようにして男女のバランスに配慮したり、基礎教育の教員、臨床指導の教員、精神科医・カウンセラー等を組み合わせて評価観点のバランスに配慮したりしている事例
- ④成績開示において、受験者本人の学力検査の成績だけでなく、合格最高点・最低点・平均点を併せて開示したり、面接試験や小論文試験等での成績等も含めて開示したりしている事例
- ⑤面接マニュアルにおいて、女性医師の休業・勤務体系などの性差に関する諸問題についての内容は避けるべきことが明記されている事例
- ⑥面接者を対象に、面接の実施方法や評価基準等に関するF D研修を実施して、参加を義務とし又は奨励している事例
- ⑦繰上合格の連絡作業について、やりとりメモや台帳が整備されており、事後的な検証が可能となっている事例
- ⑧募集要項において、面接試験の実施方法、合否判定基準、同点者が居た場合の取扱い等を明示しており、入試情報の透明性を高めている事例
- ⑨面接試験の際に使用する調査書や出願時の書類のうち、氏名や出身高校等に関する部分の記載を事務局でマスキングしている事例
- ⑩答案用紙の受験番号・氏名の部分をマスキングするのみならず、受験番号とは別の整理番号を付番したり、束に綴じる際に順番を並べ替えたりして、どの受験者のものかを採点者が特定できないようにしている事例